

最近、デイサービス事業を営む社会福祉法人における指導監督により、介護員が精神障害を発病し、自殺に至った事案について判決がありましたので、ご紹介したいと思います。

事業の概要は、社会福祉法人が運営するデイで、介護員として勤務していたXが、当該デイの運営を事実上取り仕切っていた生活相談員であるAからの指導等によって、うつ病エピソードを発症し、自殺してしまつたというものです。

高齢者施設の事業主は、労働者が心身の健康を損なう結果の生じないよう注意する義務があるとされており、安全配慮義務と呼ばれています。安全配慮義務

務に違反した結果、労働者に生じた損害は、使用者が賠償しなければなりません。

当該裁判例では、介護員であるXが、介護

## 介護施設を 取り巻く 法律問題の今

の技術にやや劣つた面があり、期限までに何かをすることが不得意であったことが認定され、一方でAについては、当該デイの運営はAを中心に回っており、責任感が強く、事故が起らないよう素

# 上司の指導でうつ病・自殺 事業主の安全配慮義務違反に

早く指示する能力のある人物と認定されています。そのため、AからXに対する指導の回数も自然と多くなり、時には叱責することもあったとされています。

Aによる叱責は、他の職員の前で行われたり、利用者の前で行われたりすることもあり、過去の失敗を持ち出し、「どうしていつもあなたはそうなの」などと問い詰めることもありました。

叱責を繰り返し受けた結果、Xの判断能力と作業能力はますます低下してしまい、自分が担当すべき仕事ができず混乱するようになり、Aに叱責されると、顔色が変わり固まってしまうのが良く目につくようになります。この頃、Xは、Aに人格を否定されていると感じ

ると家族に伝えるようになりました。

その後、他の職員らは、デイの人事異動の権限を有する責任者へ、AとXのどちらかの配置転換、又は、介護の職員を増員してもらおうよう申し出を行いました。当該責任者は、いずれの措置もとっていませんでした。

裁判所は、介護サービスに過誤や疎漏があつてはならないという強い責任感のもとに行われた指導であることには一定の理解を示しつつも、顔色が変わり固まっている状態を見ながらも、叱責を繰り返

返し行ったこと等から精神障害を発症したと認め、人員配置上の配慮も行わなかったために安全配慮義務違反があると判断し、合計約5800万円の損害賠償請求を認めました。

介護事故を未然に防止するための指導監督は必須ですが、一方で労働者に対する安全配慮義務を怠ることは大きなリスクとなりますので、労働者に何らかの異常が見られたり、多くの労働者からの申告があつた場合には、労働環境の改善に早急な対策が必要と考えられます。



家永 勲

弁護士法人アヴァンセリー  
カルグループ執行役員  
企業法務事業部長

### 【プロフィール】

不動産、企業法務関連の法律業務、財産管理、相続をはじめとする介護事業、高齢者関連法務が得意分野。介護業界、不動産業界でのトラブル対応とその予防策についてセミナーや執筆も多数。